



夏空がまぶしく感じられる時期となりました。7月7日といえば、七夕です。願いごとを短冊に書いて笹につるしたり、笹で作った舟を水に浮かべたり、川に流したりする行事ですね。竹笹の色とりどりの七夕飾りに、今年はどんな願い事をされますか？ところで、七夕飾りを笹に飾る理由をご存じですか？笹は、日本では古来より神事に用いられてきました。笹の持つ生命力や殺菌力に優れた面が邪気を祓うという点で合っていたのだと思われます。また、笹は真っ直ぐに伸びる性質があることから、その葉がこすれ合う音が天界にいる神様や先祖に届きやすいという意味もあるようです。



所得税と法人税の税負担を考えよう！

会社が稼いだお金には法人税がかけられ、個人の収入には所得税がかけられます。社長の役員報酬を多額にして損金を増やす方法も会社の節税のために有効な手段ですが、その結果、赤字申告になれば法人税が不要になり、逆に役員報酬が高すぎると個人の納める税金が多くなってしまいうケースもあります。

法人の法人税率と個人の所得税率は課税所得に応じて累進課税率といって徐々に上昇していきますので、法人税額と所得税額の最適なバランスを実現することも税負担を減らすためには有用だと思います。

個人には、

下表のとおり税率が5%から45%まで区分された所得税と10%の住民税を合わせて最大55%の税負担が課されます。

【所得税の速算表】

課税される所得金額	所得税(+住民税10%)	控除額
195万円以下	5%(+10%)	0円
195万円を超え 330万円以下	10%(+10%)	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%(+10%)	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%(+10%)	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%(+10%)	1,536,000円
1,800円を超え 4,000万円以下	40%(+10%)	2,796,000円
4,000万円超	45%(+10%)	4,796,000円



法人には、

所得800万円までは15%、それを超える部分は23.4%の法人税が課税されます。

法人税、復興特別法人税、法人住民税、法人事業税のトータルの負担率「法人実効税率」はアベノミクスにより29.97%に引き下げられ、さらに29.74%まで引き下げられることが決まっています。

法人実効税率29.97%で法人税を支払った方が個人での支払いより負担が減るのは、年収から各種控除額を引いた個人の課税所得のうち上記の表の色かけの部分となります。

個人の報酬を減額することで減る負担は税金だけではありません。会社と個人が負担する社会保険料も大きく減ることになります。このため、役員報酬額は、会社と個人の双方が負担する社会保険料も考慮して決定されるのが良いことになります。

ただし、役員報酬を会社の損金にするには、定期的に同じ額を支給しなければならず、**事業年度の途中で役員報酬を増減させるとその額を損金にはできなくなります**。そのため、会社の利益見通しや税制をふまえて中期的な計画を作り、そのうえで実行する必要があります。どちらがお得なのかな？と気になる点があれば、ご相談ください。

知っとこ!「税務のマメ知識」

【三世代同居目的リフォーム】

三世代同居に対応した住宅リフォームをすると、
所得税額控除の特例の対象となります。

対象となるリフォーム工事は、**調理室、浴室、トイレ、玄関**で、
いずれかを増設し、改修後に2つ以上が複数となる必要があります。



税額控除額の計算方法は下記の通りです。

償還期間が5年以上のリフォームローンを利用した場合

- ① 250万円を限度とした三世代同居リフォーム工事費用の年末残高×2%
 - ② ①以外の増改築工事費用(①と合計で最大1千万円)の年末残高×1%
- 上記①と②の合計額で控除期間は5年間で最大62万5千円の控除が受けられます。

自己資金でリフォームをした場合

250万円を限度とした標準的な工事費用相当額の10%

【連鎖倒産を防ぐための共済】

中小企業倒産防止共済に加入していれば、売掛金が回収不能時に売掛金相当額を運転資金として借りることができます。

毎月支払った掛金を全額経費とすることができ、掛金積立額は最大で800万円までの積立が可能です。しかも、40か月以上の加入で、解約時の返戻率は100%となります。

覚えておきたいのは、40か月以上経過後の解約時に掛け金が全額戻りますが、解約返戻金は全額利益として取り扱われるため、何かしらの大きな費用の発生が見込まれるときに解約する必要があります。



※中小企業倒産防止共済は経営セーフティ共済ともよばれ、中小企業やベンチャー企業が連鎖倒産などにより経営難になることを防ぐためにつくられたものです。

「相続財産の有効活用」

ここ数年、全国で急増する空き家対策として国は空き家の売却にあたって譲渡所得を控除できる特例を定め、空き家の放置を防ぎ、有効活用を目指しています。

対象は**相続によって取得した家屋や敷地**(分譲マンションを除く)で、これらを**2019年末までに売却・譲渡**すると、その譲渡益から居住用財産の譲渡所得3000万円の特別控除を適用できます。

控除を受ける要件は

- 相続発生により空き家になったこと
- 家屋は昭和56年5月31日以前に建築されたものであること
- 家屋を除却して更地で売却すること
又は必要な耐震改修をして家屋又は家屋とその敷地を売却すること
- 平成25年1月2日以降に発生の相続であること
- 売却額が1億円を超えないこと
- 相続時から売却までずっと空き家であったこと

などなどの条件を満たす必要がありますが、この機会に、相続したまま放置された空き家がある方は、一度、売却・譲渡などを検討されてみてはいかがでしょうか？



7月の運勢

おひつじ座

家・職場など心が休まるスポットを大切に。急展開はさけ、基盤を固め直す時期にしてください。

おうし座

行き詰まりを感じたら、他人の意見に耳を傾けましょう。あまり根を詰めず、必死になりすぎないように。

ふたご座

人の多く集まる場所へ行く機会を多くもつと開運できそう。友人だけでなく、家族とも一緒に過ごす時間を。

かに座

あなたの周りに人が集まります。できるだけ、場の中心人物として明るいムード作りで運気アップ。

しし座

対人運があまり良いとは言えないため、苦手な人には上手く距離をとって。

おとめ座

人とのつながりが拡大していく月です。自分にはない発想を尊重し取り入れていくと成長できそう。

てんびん座

何をやっても上手くいく月です。大きな成果を残す、実りの多い月となりそうです。

さそり座

忙しさに追われエネルギーを大量に消耗しそう。適度な休息を。

いて座

望ましい結果が出ず、苦しい時を過ごしますが、人生の師と呼べる人に出会えそう。

やぎ座

金運がイマイチなので、借金やローン、投資は控えて。節約・倹約を第一に。

みずがめ座

納得のいく道を見つけることを大切に。自分の調子を整えることも忘れずに。

うお座

一段上の高いレベルにチャレンジすることがオススメ。レベルアップを意識した行動を。



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

E-mail: ukz@uk-g.co.jp URL: http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に

お問い合わせください。

スタッフ一同、心よりお待ちしております。